

岩手県告示第128号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成25年3月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請のあった年月日 平成25年2月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 特定非営利活動法人ヘルスプロモーションいわて
 - (2) 代表者の氏名 立身政信
 - (3) 主たる事務所の所在地 岩手県岩手郡滝沢村
- 3 定款に記載された目的 この法人は、広く岩手県民に対して、地域保健福祉活動に関する事業、地域包括ケアに関する事業、人材育成や普及啓発に関する事業、調査研究に関する事業、コンサルティングに関する事業などによって生活の質の向上に寄与するものとし、どのような環境の中においても、一人ひとりが、かけがえのない存在として大切にされ、誰もがその人らしく共に幸せな人生をおくる事が出来るまちづくりをめざし、ヘルスプロモーションを推進することを目的とする。